資料５

健康影響のおそれがある場合の情報提供について

地下水汚染発覚時の情報提供について

１．情報提供について

土壌汚染等に伴う地下水汚染が生じた場合、汚染は発覚した地点から周辺地域に広まっている可能性がある。そのため、周辺住民等に井戸水ではなく上水を飲用するよう注意喚起する必要がある。しかし、周辺地域の飲用井戸の有無、所在地等の情報は不完全であり、また湧水がある場合には不特定の人が利用している可能性がある。そのため、汚染があったことを直接周辺住民に周知するとともに、報道機関に情報提供することにより、汚染の周知、及び上水利用の注意喚起を図ることを目的としている。

２．提供の時期

事業者や土地所有者による地下水質調査や、大阪府による地下水質の常時監視の結果、有害物質による地下水汚染（地下水の環境基準値の超過）が発覚した時

※　過去に周辺地域で飲用指導している場合を除く。

３．提供の内容

上記目的に照らし、情報提供する内容は以下のとおりとしている。

提供項目		備考
①　汚染発覚地点	位置	発覚地点を表示した地図を提供 ※　当該地点に事業場が現存している場合は地図を補足するため「事業場名」を記載し、空地の場合は「空地」と記載する。ただし、空地となる前に事業場があり、届出等で事業場名が明らかな場合は「旧事業場名」を記載する。 ※　事業者名及び土地所有者名（個人名、会社名）は提供目的に関連しないため提供しない。
②　汚染状況	物質名及び濃度	汚染物質の性状等の説明資料を添付
③　今後の対応	・周辺地域への飲用指導 ・周辺地域における地下水調査及び汚染原因調査の実施	※　地下水調査の結果等について、第２報を後日提供している。

４．周知・注意喚起地域

発覚地点の周辺地域

発覚地点を中心とする周辺地域の地図に、原則、半径 500m の範囲を図示し、提供

地下水汚染発覚時の情報提供の事例

No.	発覚場所		第1報提供日	汚染物質	濃度（基準値）	汚染原因	周辺地下水調査	第2報提供日	対応状況等
1	富田林若松町西地区	クリーニング工場跡地	H21.6.23	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	12mg/L (0.01) 0.57mg/L (0.03) 1.3mg/L (0.04)	洗浄用のﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの漏洩と推定	16箇所調査 （1箇所でﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝが基準値超過）	H21.6.25	①汚染土壌を掘削・原位置浄化（土地所有者） ②下流3箇所で年2回地下水調査（府）
2	池田市豊島南地区	事業場敷地	H21.11.17	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.17mg/L (0.01) 14mg/L (0.03) 1.1mg/L (0.04)	金属製品の洗浄剤ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの漏洩事故	21箇所調査 （1箇所でﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、5箇所でﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等が基準値超過）	H21.12.9	①ガス吸引・揚水ばっき（事業者） ②下流4箇所で年2回地下水調査（府・兵庫県）
3	交野市私市地区	清掃工場計画地	H22.10.21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ 鉛 砒素 ふっ素 ほう素 ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類	0.013～0.28mg/L (0.01) 0.011～0.013mg/L (0.01) 0.012～0.026mg/L (0.01) 0.81～1.9mg/L (0.8) 1.1～1.3mg/L (1) 1.1～160pg/TEQ-L (1)	土壌中の埋設廃棄物	9箇所調査 （各物質、基準値超過なし）	H22.11.9	①計画地内2箇所、周辺1箇所で年4回地下水調査（事業者） ②下流1箇所で年2回地下水調査（府）
4	四條畷市砂地区	倉庫敷地	H23.3.15	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.43mg/L (0.03) 2.9mg/L (0.04)	不明	3箇所調査 （各物質、基準値超過なし）	H23.4.18	①敷地内4箇所で地下水調査（土地所有者） ②下流1箇所で年2回地下水調査（府）
5	泉佐野市鶴原地区	事業場敷地	H24.3.6	塩化ビニルモノマー	0.016mg/L (0.002)	金属製品の洗浄剤の漏洩と推定	7箇所調査 （基準値超過なし）	H24.3.29	②汚染井戸で年2回地下水調査（府）

石綿排出等作業実施基準違反等の情報提供について

１．情報提供について

建築物等を解体し、改造し又は補修する作業を行う際に当該建築物に石綿を含有する建築材料が使用されている場合には、石綿飛散による大気汚染を生じる恐れがある。このため、生活環境保全条例では、作業実施基準や敷地境界基準を定め、これに違反がある場合、基準適合命令や作業の一時停止を命令することができ、必要に応じ公表する旨を規定している。

２．提供の時期

立入検査や行政測定により作業実施基準の違反や敷地境界基準の超過を確認した場合、直ちに飛散防止対策を講じるよう指導を行うとともに改善勧告等の行政措置の手続きに入っている。条例上の公表規定では、釈明及び証拠の提出の機会を与えることが規定されており、公表は改善勧告後になっている。

３．提供の内容

上記目的に照らし、情報提供する内容は以下のとおりとしている。

提供項目		備考
① 石綿排出等作業の概要	・場所 ・期間 ・特定建材の種類と使用面積	・測定場所等を表示した図
② 違反の内容	・作業基準の違反 ・敷地境界基準の超過	
③ 違反を行った者の氏名	・施工者	
④ その他	・原因 ・周辺への影響 ・指導内容	・原因究明 ・再発防止対策指導
⑤ 今後の対応	・周辺住民への注意喚起	・住民説明会

（参考）大阪府生活環境の保全等に関する条例

(作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務)

第四十条の十　特定排出等工事を施工する者は、当該特定排出等工事における石綿排出等作業について、作業実施基準及び敷地境界基準を遵守しなければならない。

(公表)

第百六条　知事は、第三十五条第一項から第四項まで、第三十六条第一項、第四十条の十、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第七十八条の規定若しくはこれらに相当する法律の規定又は第八十五条の規定に違反している者があると認めるときは、必要に応じ、その旨を公表するものとする。

2　（略）

3　知事は、前二項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

石綿排出作業時における敷地境界基準超過事案の公表事例

No.	作業届出場所	施工業者	測定日	行政措置	措置日	意見聴取	公表	違反内容	大気環境への影響
1	茨木市	A	H18.10.16	改善勧告	H18.12.1	H18.12.18	H18.12.20 (報道提供)	敷地境界基準違反 (18本/L)	敷地境界から民家までの距離が相当あり環境影響リスクは少ない
2	茨木市	B	H19.9.11	改善勧告	H19.10.3	H19.10.18	H19.10.19 (報道提供)	敷地境界基準違反 (43～67本/L)	基準超過期間は短期間であり周辺への影響は少ない
3	河内長野市	C	H20.12.3	改善勧告	H20.12.22	H21.1.7	H21.1.9 (報道提供)	敷地境界基準違反 (130本/L)	基準超過期間は短期間であり周辺への影響は少ない
4	摂津市	D	H21.5.8	厳重注意	H21.7.6	なし	H21.6.3 (ホームページのみ)	敷地境界基準違反 (29本/L)	自主的に工事を停止し、影響も軽微と考えられた。 公表については,事業者に口頭で了解を得ている。

注1)4の公表事例については条例第106条に基づく公表ではない。